

栃木県災害廃棄物対応マニュアルの概要

R2(2020).6 環境森林部廃棄物対策課

1 総則

- 目的：令和元年東日本台風の経験から得られた教訓等を活かし、今後起こりうる大規模災害における災害廃棄物処理について、その処理主体である市町に対して県が実施すべき支援等の必要な事項に関する具体的な対応方法を示すことにより、災害時の適正かつ迅速な廃棄物の処理に資することを目的とする。
- 位置づけ：「栃木県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害廃棄物処理に関する県（廃棄物対策課及び各環境森林（管理）事務所）の具体的な役割と対応を示す。
- 処理体制
 - ・ 廃棄物対策課：広域連携、進捗管理
 - ・ 環境森林（管理）事務所：被災市町への技術的支援、現地確認
- マニュアルの見直し：上位計画等の見直しや、今後実施する訓練や実際の災害対応から得られる課題等を踏まえ、必要に応じて、随時マニュアルの見直しを行う。

○ 内部組織体制

廃棄物対策課			環境森林(管理)
総務担当	調整担当	市町支援担当	事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内、関係機関との連携・調整 ・ 進捗管理 ・ 広報等 ・ 事務受託の調整 ・ 県処理実行計画・処理方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者団体との連携・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報及び支援ニーズの把握 ・ 技術的支援・助言 ・ 公費解体支援 ・ 国庫補助事務 ・ 市町処理実行計画策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報及び支援ニーズの把握 ・ 技術的支援・助言

2 災害時の対応

平日深夜(0時)時に地震により発災した場合を想定

発災	1 組織体制の構築	2 情報収集・提供	3 支援・受援体制の構築	4 損壊家屋等の解体撤去支援	5 災害報告書の作成支援	6 処理業務の進捗管理	市町の行動(想定)
	<p>初動期</p> <p>12h</p> <p>24h</p> <p>36h</p> <p>48h</p> <p>応急対応期</p> <p>2週</p> <p>1ヵ月</p>	<p>(1) 職員の安否確認</p> <p>(2) 参集見込みの確認</p> <p>(3) 組織体制の検討</p> <p>(4) 連絡手段の確認</p> <p>(5) 移動手段の確保</p>	<p>(1) 災対本部情報の収集</p> <p>(2) 参考情報の提供</p> <p>(3) 聞き取り調査</p> <p>(4) 現場パトロール</p> <p>(5) 関係者との情報共有</p> <p>(6) 住民等への広報</p>	<p>(1) 民間事業者団体との調整</p> <p>(2) 受援体制の構築</p>	<p>(1) 公費解体に係る説明会の開催</p> <p>(2) 公費解体に係る参考単価の提示</p>	<p>(1) 補助金説明会の開催</p> <p>(2) ヒアリング</p> <p>(3) 模擬査定</p> <p>(4) 災害査定</p>	<p>(1) 県災害廃棄物処理実行計画・処理方針の策定</p> <p>(2) 処理の進捗管理</p>